

■概要

- 堺市が管理する歩道橋において、自主財源確保の観点から有効活用し、収入を維持管理費に充当することで安全・安心に寄与するため、歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集事業（通称名を命名する権利を付与し、その名称を歩道橋に表示する）を実施する。
- 歩道橋は、条例第12条により屋外広告物の掲出禁止物件となっているが、条例第13条の2において、規則で定める基準に適合するものは適用除外としている。歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集事業の実施に伴い、屋外広告物条例施行規則において、許可基準を定める。

堺市屋外広告物条例第13条の2第1項第2号

公共団体がその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその管理する道路に表示し、又は設置するもので、**規則で定める基準**に適合するもの

■実施箇所

- 令和2年度は主要幹線道路及び駅前道路に架かる12橋の歩道橋で募集予定
※百舌鳥古墳群周辺地域、堺環濠都市地域（商業地域は除く）、風致地区、第一種低層住居専用地域では実施しない

■屋外広告物条例施行規則で定める事項

	基準
大きさ	・1面あたり3.5平方メートルまで
色彩等	・地色は、透明又は歩道橋と同一色であること ・蛍光塗料以外の塗料を用いること
掲出数	・同一方向への表示は1面のみとすること

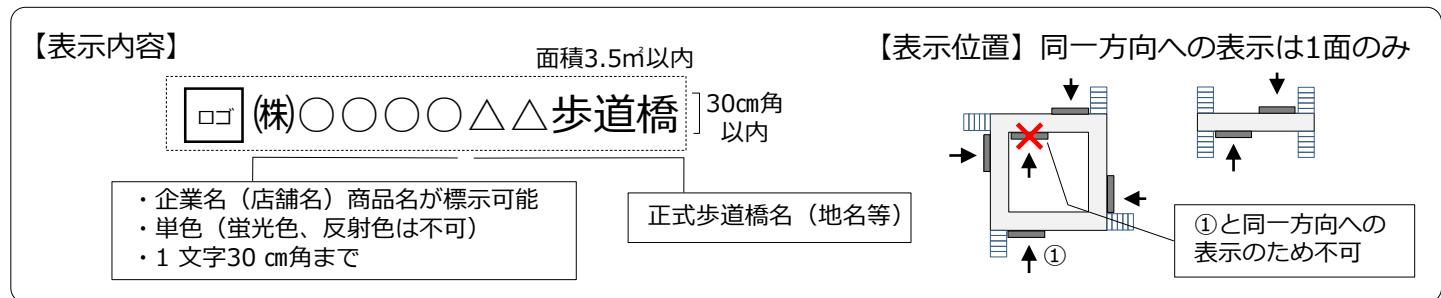
■募集要項で定める事項

	表示条件
表示内容	・企業名（店舗名、企業ロゴも可）及び商品名（標語やメッセージ不可）
文字の大きさ	・1文字最大30cm角 ・ロゴマークの大きさは2文字程度の（面積）まで可能（ロゴのみの標示は不可）
文字色	・単色（蛍光色、反射性のある色は不可）
その他	・通称名は正式歩道橋名（地名等及び施設種別の「歩道橋」）を含む ・最大で歩道橋桁面の両面へ表示が可能 ・応募対象は風俗営業、ギャンブル、消費者金融業等を除く（堺市広告掲載基準に基づく）

■今後のスケジュール

- 令和2年4月 屋外広告物条例施行規則改正
- 令和2年5月頃 歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集開始
- 令和2年7月以降 歩道橋ネーミングライツ・パートナー決定

■表示イメージ



■歩道橋ネーミングライツを実施している他都市（政令市20市中11市で実施、各都市HP調べ）

仙台市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市、大阪府、兵庫県、三重県 等

【参考 他都市事例】

	大阪府	大阪市	名古屋市
面積	両面あわせて7㎡まで	1面あたり7㎡まで	1面あたり10㎡まで（一部地域は5㎡まで）
文字の大きさ	—	30cm×30cm（歩道橋の形状等を踏まえ、協議により決定）	30cm×30cm
文字色	—	2色まで	単色（蛍光色、反射性のある色は使用不可）
背景色	—	2色まで	—
事例写真			